

議案第 2 号

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

加西市個人情報保護条例（平成 17 年加西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正されたことに伴い、引用する条文に条ずれが生じるため改正を行うもの。